

3. 参考資料

3. 1 正規授業による消費者教育の教材

大学生の皆さんへ

消費者被害にあわないために

岐阜女子大学

事例②

新手的マルチ取引 紹介料が入る話は契約後

- ◆ 学生やフリーターを狙い、友人から勧誘。
- ◆ 馬券購入補助ソフトで儲かると言われる。
- ◆ 断り切れず、消費者金融から借金をして購入。
- ◆ 勧誘時のうまい話とは違い、儲からない。
- ◆ 勧誘時にはマルチ商法ではないと言われる。
- ◆ 契約後にマルチ商法だと分かる。
- ◆ 実際には友人が紹介料を得ていた。

出典：国民生活センター「新手的マルチ取引－友人を誘うと紹介料が入る話は契約の後－」
<http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090305.1.html>

3

契約とクーリング・オフ制度

5

契約とは？

- ◆ 契約は双方の意思が合致すると成立。
- ◆ 商品を買うことは「契約」。
（「買います」「売ります」の意思が合致）
- ◆ 契約は法的な責任が生じる約束。
- ◆ 友達との約束には法的な強制力がない。

7

事例①

英会話教室やリクルート講座の強引な勧誘

- ◆ 大学や就職説明会場から出てきた所を呼び止める。
- ◆ 「就職に役立つ」と、大学生の不安につけ込む。
- ◆ 英会話教室やリクルート講座を強引に契約させる。
- ◆ 「支払えない」と断ると、クレジット契約を結ばせる。
- ◆ 2004年度以降、1,044件の相談があり、増加傾向。



出典：国民生活センター「就活中の大学生はご注意！英会話教室やリクルート講座の強引な勧誘」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091104_2.html

2

2つの事例から分かる消費者被害の特徴



消費者被害の「基本的な知識と対処方法」を学び、
トラブルを解決する力を養う。

4

クイズ ①

次のうち、契約でないのは？

- ① スーパーでパンを買ったとき
- ② 友達と海外旅行に行く約束をしたとき
- ③ レンタル屋でDVDを借りたとき

6

クイズ ②

就職活動のためにデパートにスーツを買いに行ったら、オーダーメイドのスーツを勧められ、買うことにしました。売買契約が成立するのはいつ？

- ① 「これをください」と言ったとき
- ② 契約書に印鑑を押したとき
- ③ 代金を支払ったとき

8

契約の成立

- ◆ 申し込みと承諾のお互いの意思の合致で成立。
- ◆ 契約は口頭でも成立する。
- ◆ 書面や印鑑は必ずしも必要とされない。
- ◆ 成立後、一方的に変更や解除はできない。

9

クーリング・オフ制度

- ◆ 突然勧誘されて、冷静な判断がしづらい。
 - ◆ 閉鎖的な場所で、強引に勧誘されがち。
例：訪問販売、キャッチセールス、
アポイントメントセールス、電話勧誘販売
 - ◆ 契約の内容が複雑で、理解しづらい。
例：マルチ商法、サイドビジネス商法
 - ◆ 契約が長期間にわたるため、慎重な判断が必要。
例：エステ、英会話教室
- 一定期間(頭を冷やす期間)は無条件で契約解除が可能。

11

クレジットと金利

13

クレジット契約とは？

- ◆ クレジット会社が立替払し、後日返済する契約。
- ◆ 分割払いは借金と同じことであり、注意が必要。
- ◆ 多くの場合分割払いは、手数料(利息)が発生。
- ◆ 分割払いの場合は現金よりも支払総額は多い。
- ◆ リボルビング払いの長期化に注意。

15

クイズ ③

ダイエットをするための健康食品を買う契約で、一定期間内であれば無条件で解約できるのは？

- ① 店頭で買ったとき
- ② 通信販売で買ったとき
- ③ 訪問販売で買ったとき

10

クーリング・オフの対象と期間

取引	期間
訪問販売（キャッチ、アポ含む）	8日
電話勧誘販売	8日
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日
特定継続的役務提供（エステ・英会話等）	8日
業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法）	20日

- ◆ 自ら店舗へ行く通常の店舗販売や、注文を出す通信販売は、クーリング・オフの対象外。
- ◆ 通信販売の場合、返品特約をしっかりと確認。

12

クイズ ④

クレジットカードで買い物をした時に、利息がつくのはどのような場合？

- ① 一括払い
- ② 12回分割払い
- ③ クレジットカードは利息はつかない

14

クイズ ⑤

普通預金の金利と、消費者金融で1万円借りた時の金利の差は？

- ① 9倍
- ② 90倍
- ③ 900倍

16

様々な金利

預金・貸金	金利(例)
普通預金	0.02%
定期預金	0.25%
クレジットカード・キャッシング	14%
消費者金融	18%

※ 法定上限金利: 15~20%(貸付額に応じて) 17

金利の計算

- ◆金利は、通常年利(1年分の利息)で表示。
- ◆期間が1年に満たない場合、1年分に換算。

• 1年の場合

$$\text{借りた額 } 10\text{万} \times \text{年利 } 15\% = \text{利息 } 1\text{万5千円}$$

• 4ヶ月の場合

$$\text{借りた額 } 10\text{万} \times \text{年利 } 15\% \times \frac{4\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}} = \text{利息 } 5\text{千円}$$

19

本当にお金を借りる必要があるの？

- ◆借金をしてまで、本当にやるべきことなの？
例: 贅沢、見栄、マルチ商法の資金、ギャンブル等
- ◆必要なお金が足りない場合、公的支援制度もある。
例: 日本学生支援機構等
- ◆返済は簡単ではない。
例: バイト収入は不確実(実習や就活が忙しい等)



「借金が不可欠なのか」を慎重に考える必要がある。 21

学生をターゲットにした悪質商法

- ◆ キャッチセールス
- ◆ アポイントメントセールス
- ◆ デート商法
- ◆ 資格商法
- ◆ マルチ商法
- ◆ サイドビジネス商法(内職商法)

新しい悪質商法
に気をつけよう



23

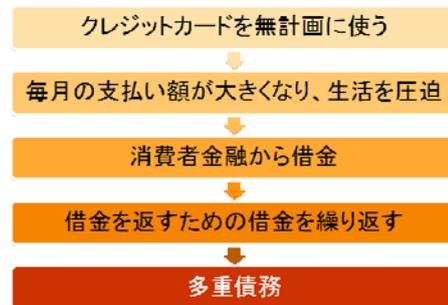
クイズ ⑥

10万円を年利10%で借りて、1年後に一括返済する時に支払う利息は？

- ① 1000円
- ② 1万円
- ③ 1万1000円

18

多重債務に注意



20

被害者・加害者にならないために

大学生の消費者トラブル

- ◆ インターネット関連のトラブル
 - ・ ワンクリック請求
 - ・ 出会い系サイト(不当請求・多額の情報料金の請求)
 - ・ ネットオークション(商品が届かない)
- ◆ 個人情報流出 (大学関係者を装う名簿業者)
- ◆ 賃貸住宅 (敷金の返金トラブル)



大学生になると
新しい危険が一杯

24

消費者被害の予防のためには...

自分で自分のことを守る

マルチ商法等の悪質商法の加害者にならない

- ◆消費生活は誰にとっても一生続く問題。
- ◆企業人としては、適正な取引を担う責任がある。
- ◆正しい取引をして被害者・加害者にならないことが、安全で豊かな暮らしに必要な不可欠。

25

悪質商法の加害者にならない～マルチ商法の場合～

人を誘い入れることで利益を得る

人が増え続けなければ、続かない仕組み

友人を勧誘することで、知らぬ間に加害者に

法を守り続けることは難しい、厳しい法規制がある

最終的には経済的に損をし、大切な友人を失う

27

どこからでも繋がる消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを
0570 - 064 - 370

全国どこでも、最寄りの消費生活相談窓口
繋がります。

29

最後に...

声に出して断る
練習をしよう！

**いりません！
必要ありません！
お断りします！**

31

自分で自分のことを守る

なぜ？と疑う批判的思考の癖をつける

契約の前に消費者トラブル情報を確認

決して慌てて契約をしない

勧誘に負けない強い意思

支払ったお金の返金は難しい事を忘れない

26

困ったらすぐに相談

都道府県

岐阜県県民生活相談センター
消費生活相談 058-277-1003
月～金 8:30～17:00
土 9:00～17:00(電話相談のみ)

市区町村

岐阜市消費生活センター
消費生活相談 058-268-1616
月・土 9:00～17:00
火～金 9:00～19:00

お住まいの市区町村にも消費者センター、
消費者相談窓口があります。

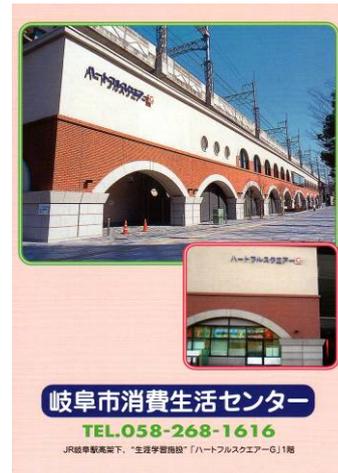
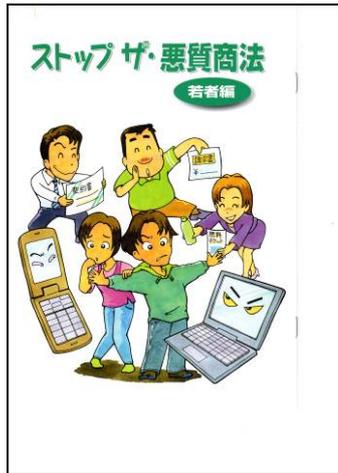
28

消費者被害にあわないためのポイント

- う** うまい話を信用しない!
うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴...
- そ** そうだんする!
ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を
- つ** つられて返事をしない!すぐ契約しない!
悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するよう迫ってきます
- き** きっぱり! はっきり! 断る!
あいまいな返事をせず、キッパリ、ハッキリ、断る!

出典:警察庁HP「悪質商法の被害にあわないために」 30

(2) 岐阜女子大学（正規授業）



パンフレット「ストップ ザ・悪質商法 若者編」 リーフレット「岐阜市消費生活センター案内」
 (発行：岐阜市消費生活センター) (発行：岐阜市消費生活センター)



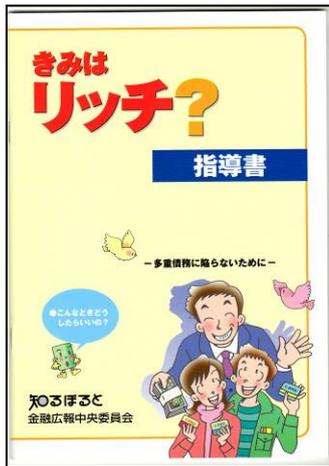
リーフレット「くらしの情報通信」
 (発行：岐阜市市民生活部生活安全課)

(3) ポーアイ4大学連携推進センター（正規授業）

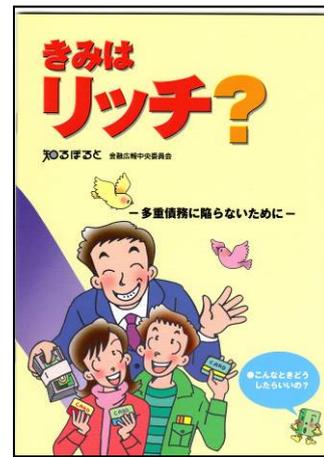


リーフレット「悪質商法の被害にあわないために」
 (発行：神戸市消費生活課)

(4) 東北大学（セミナー）



冊子「きみはリッチ?・指導書」
(発行：金融広報中央委員会)



冊子「きみはリッチ?」
(発行：金融広報中央委員会)



冊子「これであなたもひとり立ち・指導書」
(発行：金融広報中央委員会)



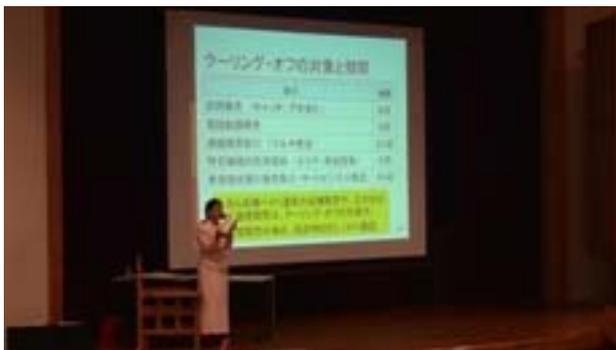
冊子「これであなたもひとり立ち」
(発行：金融広報中央委員会)

3. 3 正規授業・セミナーによる消費者教育の試行風景

(1) 正規授業



東北大学 10月12日(火)5限
(ライフ・キャリアデザイン)



桜美林大学 10月15日(金)2限
(現代コミュニケーション論)



桜美林大学 10月15日(金)3限
(消費者法)



岐阜女子大学 10月18日(月)4限
(自己創造Ⅰ)



岐阜女子大学 10月19日(火)1限
(自己探求Ⅱ)



ポーアイ4大学連携推進センター 10月29日(金)2限
(開発教育学)



熊本大学 10月21日(木)4限
(女性と職業)

(2) セミナー



東北大学 11月24日(水)5限
(消費者セミナー)



桜美林大学 10月13日(水)5限
(消費者フェスタ)



ポータル4大学連携推進センター 11月20日(土)10:00~15:00
(消費者力を高めよう!)

3. 4 チラシ・ポスター等による試行資料

(1) ポスター (B2 版)



① 「ウマイ話に気をつけて！」
(発行：大阪市消費者センター)

(2) チラシ (A4 版両面)



② 「悪質商法あれこれ」
(発行：全国相談員協会)



③ 「トラブルあれこれ」
(発行：全国相談員協会)

(3) リーフレット (A4 版 4P)



④ 「知ってる?クーリング・オフ」
(発行：国民生活センター)



⑤ 「うちのとなりはトラブルだらけ!？」
(発行：国民生活センター)

(4) リーフレット (A5版 8P)

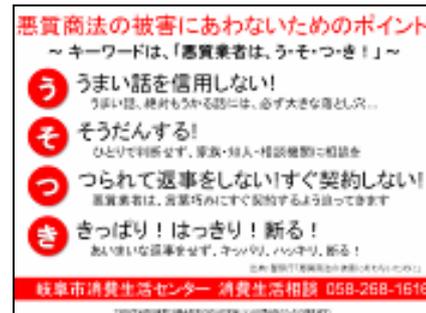


⑥「ちょっと待って、ケータイ」
(発行：文部科学省)

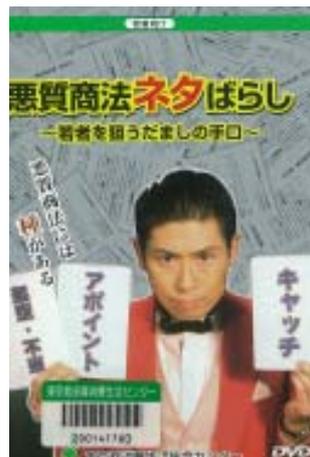
(5) その他の媒体



⑦WEB サイト



⑧電子掲示板



⑨DVD「悪質商法ネタばらし」
(制作：東京都消費生活総合センター)